期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

# 佐賀県人事委員会規則第12号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

## 改正前

第4条の4 県職員給与条例第17条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、本庁の部長、局長、理事、<u>肥前さが幕末維新博事務局長</u>、情報統括監、医療統括監及び会計管理者、首都圏事務所長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、教育庁の理事、本庁の副部長、副局長、<u>肥前さが幕末維新博事務局次長</u>、政策総括監、<u>歯科医療総括監</u>及び出納局長、九州国際重粒子線がん治療センター担当部長、議会事務局副事務局長、労働委員会事務局長、教育庁の副教育長、教育庁危機管理・広報総括監並びに警察本部の部長、首席参事官、参事官(行政職給料表の適用を受ける職員に限る。)及び警察学校長の職にある職員(休職にされている職員のうち県職員給与条例第16条の5第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。)とする。

#### 2 略

(勤勉手当の成績率)

- 第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各 号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。
  - (1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の180</u>(県職員給与条例第17条 第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部 職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあっては、100

## 改正後

第4条の4 県職員給与条例第17条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、本庁の部長、局長、理事、<u>事務局長</u>、情報統括監、医療統括監及び会計管理者、首都圏事務所長、議会事務局長、監查委員事務局長、教育庁の理事、本庁の副部長、副局長、<u>次長</u>、政策総括監及び出納局長、議会事務局副事務局長<u>人事委員会事務局長</u>、労働委員会事務局長、教育庁の副教育長<u>及び</u>教育庁危機管理・広報総括監並びに警察本部の部長、首席参事官、参事官(行政職給料表の適用を受ける職員に限る。)及び警察学校長の職にある職員(休職にされている職員のうち県職員給与条例第16条の5第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。)とする。

### 2 略

(勤勉手当の成績率)

- 第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各 号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。
  - (1) 再任用職員以外の職員 100分の170 (県職員給与条例第17条 第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部 職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあっては、100

改正前	改正後
<u>分の220</u> )	<u>分の210</u> )
(2) 再任用職員 <u>100分の85</u> (特定幹部職員にあっては、 <u>100分の</u>	(2) 再任用職員 <u>100分の80</u> (特定幹部職員にあっては、 <u>100分の</u>
<u>105</u> )	<u>100</u> )

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。